

2023年4月19日

公益財団法人フォーリン・プレスセンター 「プレス・ブリーフィング」

「こども家庭庁」

前 こども政策担当大臣

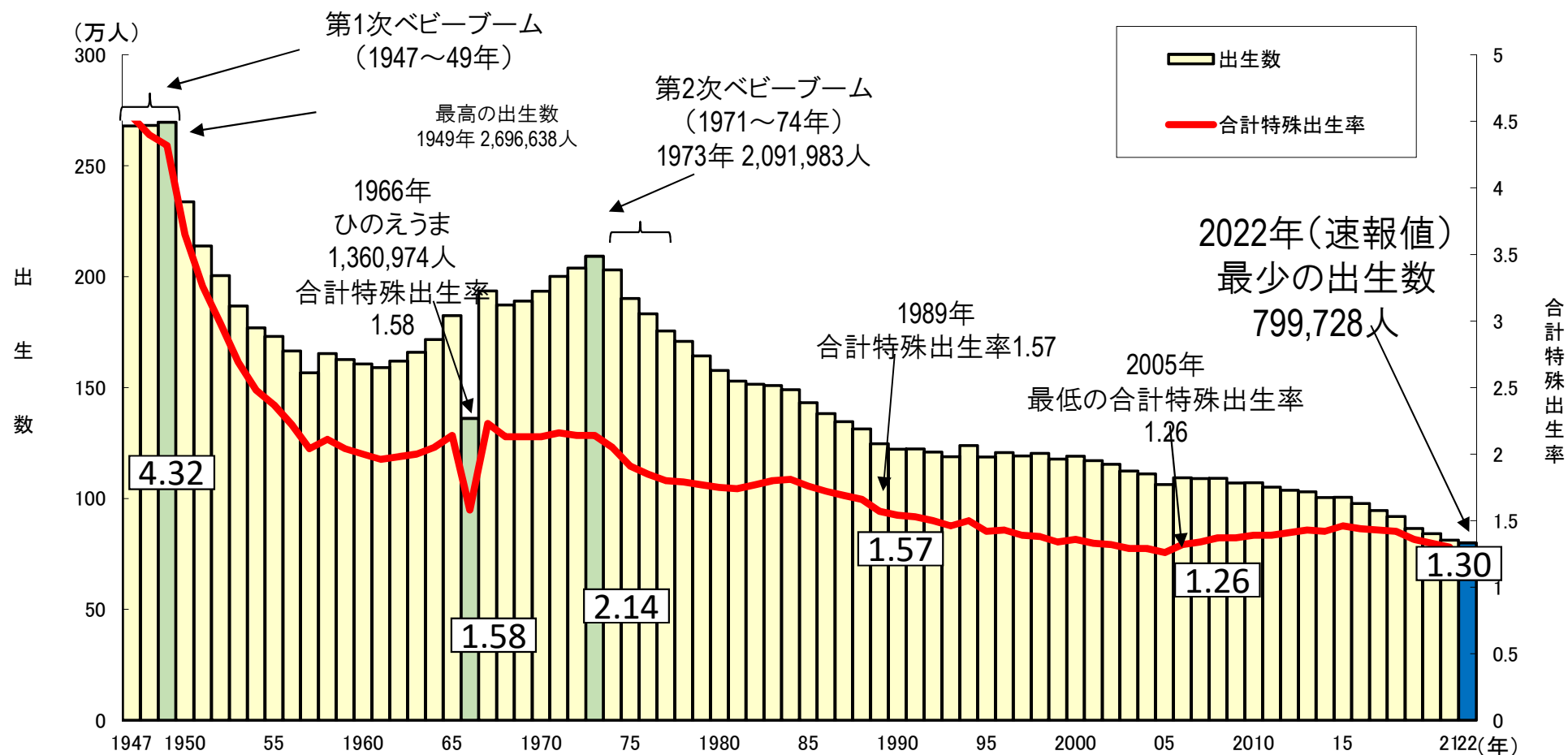
前 女性活躍担当大臣

衆議院議員

野田聖子

出生数、合計特殊出生率の推移

○厚生労働省「人口動態統計速報」によると、令和4年(2022年)の出生数は、前年比5.1%減の**79万9,728人**で、過去最少。80万人割れは、統計開始から初めて。政府の将来推計では、77万人台は2033年のはずで、11年も早い。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

昭和35(1960)年、昭和60(1985)年と令和3(2021)年の比較

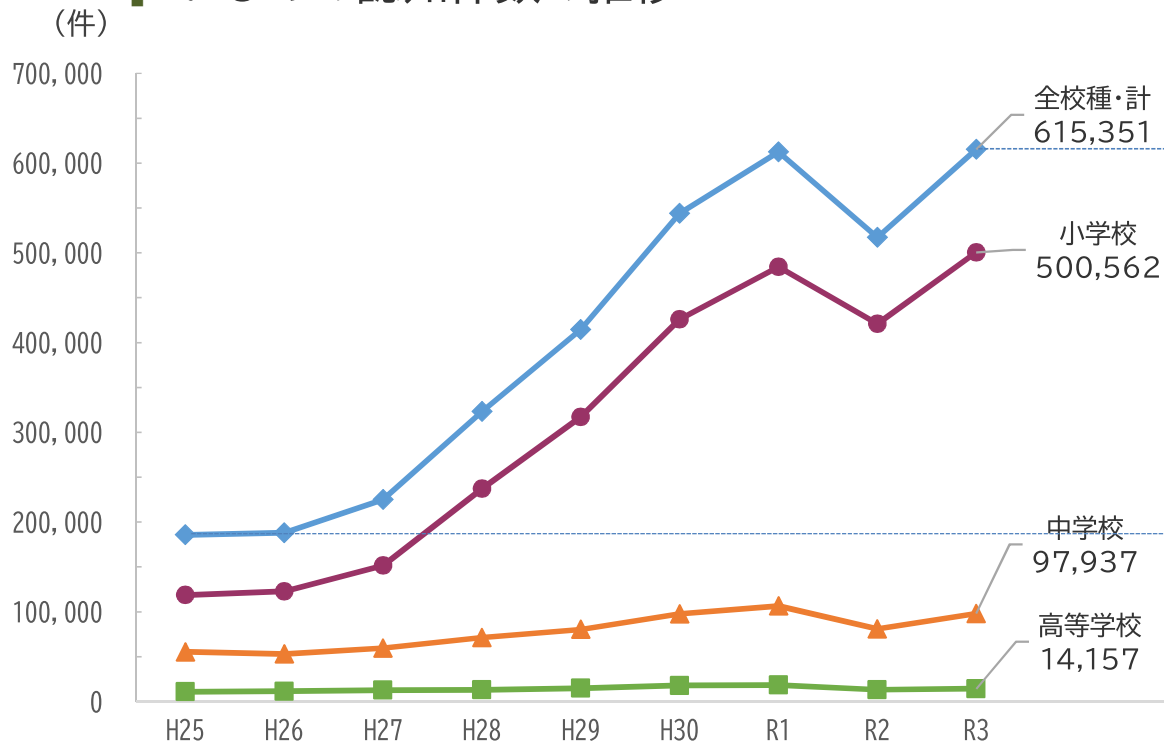
	昭和35(1960)年 配偶者控除創設 ¹	昭和60(1985)年 第3号被保険者創設	令和3(2021)年 (1985年からの増加率)
婚姻件数	86.6万件	73.6万件	50.1万件 (▲31.9%)
離婚件数	6.9万件	16.7万件	18.4万件 (+10.2%)
30歳有配偶率	女性81.2% ⁴ 男性71.0% ⁴	女性83.3% 男性60.8%	女性54.0% (▲29.3pt) 男性43.3% (▲17.5pt)
50歳未婚率	女性1.9% ⁵ 男性1.3% ⁵	女性4.3% 男性3.7%	女性16.4% (+12.1pt) 男性25.9% (+22.2pt)
単独世帯数 (全世帯に占める割合 ³)	178万世帯 ⁶ 8.6% ⁶	789万世帯 20.8%	2,115万1千世帯 (+168.1%) 38.1% (+17.2pt)
ひとり親世帯数 (全世帯に占める割合 ³)	-	240万世帯 6.3%	500.3万世帯 (+108.5%) 9.0% (+2.7pt)
平均寿命 ⁷	女性70.19歳 男性65.32歳	女性80.48歳 男性74.78歳	女性87.57歳 (+7.09年) 男性81.47歳 (+6.69年)
死亡年齢最頻値	女性80歳 男性75歳	女性86歳 男性81歳	女性93歳(+7年) 男性88歳(+7年)
雇用者の共働き世帯数 (夫が就業している世帯に占める割合)	-	722万世帯 52.1%	1,247万世帯 (+72.7%) 69.2% (+17.1pt)
うち妻がフルタイム (週35時間以上)	-	462万世帯	483万世帯 (+4.5%)
<u>うち妻がパートタイム</u> (週35時間未満)	-	229万世帯	668万世帯 (+191.7%)
男性雇用者と無業の妻から成る世帯 (いわゆる専業主婦世帯)	-	952万世帯	566万世帯 (▲40.5%)
配偶者特別控除適用人数	-	1,115万人 ¹²	128万人
配偶者控除適用人数	-	(1,098万人) ¹³	943万人
第3号被保険者制度適用人数	-	1,093万人 ¹⁴	763万人

* こども家庭庁設立準備室作成：人口動態調査・国勢調査・労働力調査等参照

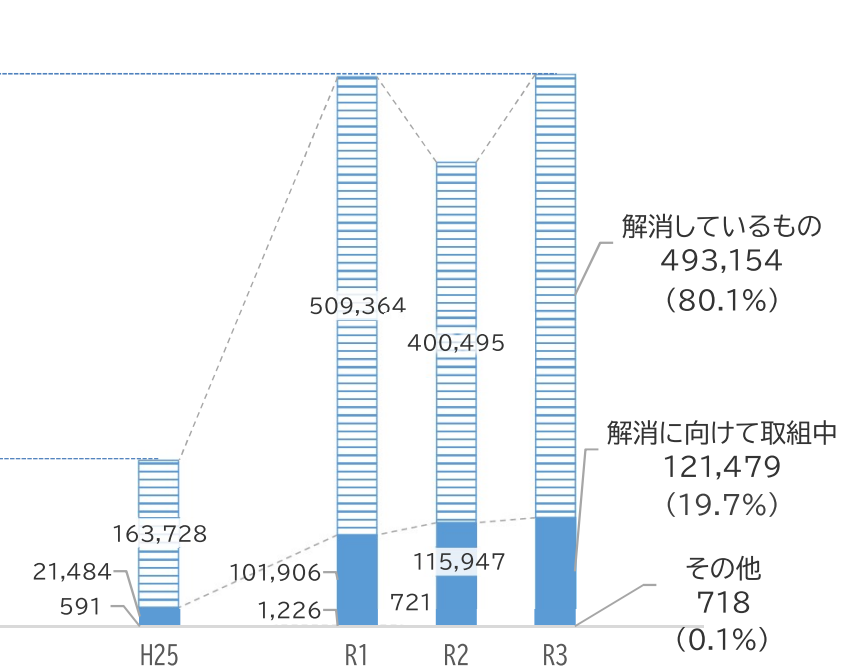
いじめの状況について

出典: 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

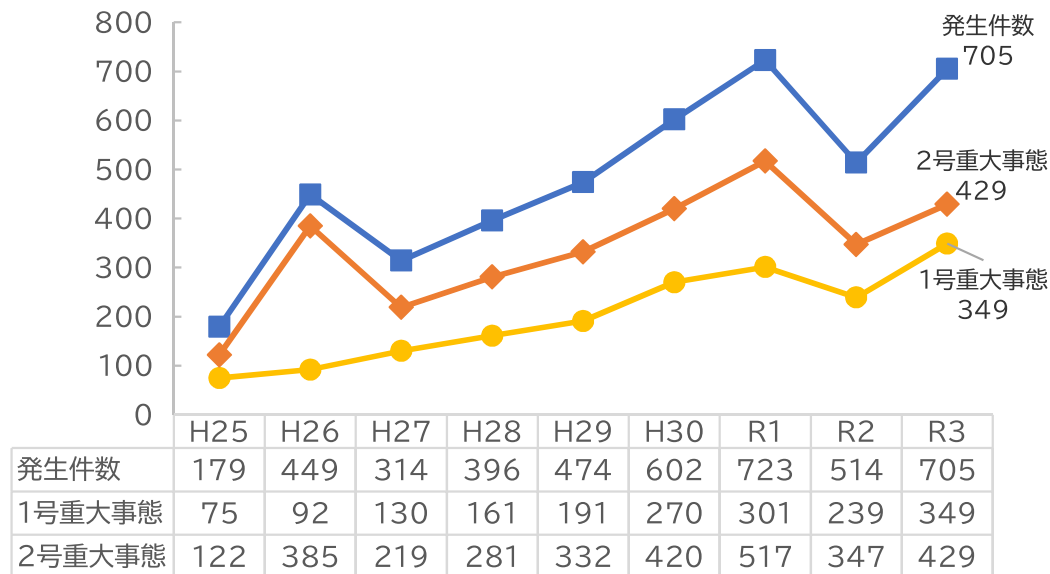
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**615,351件**(前年度517,163件)であり、前年度に比べ**98,188件(19.0%)増加**している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは493,154件(80.1%)**であった。

いじめの重大事態について

出典:令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

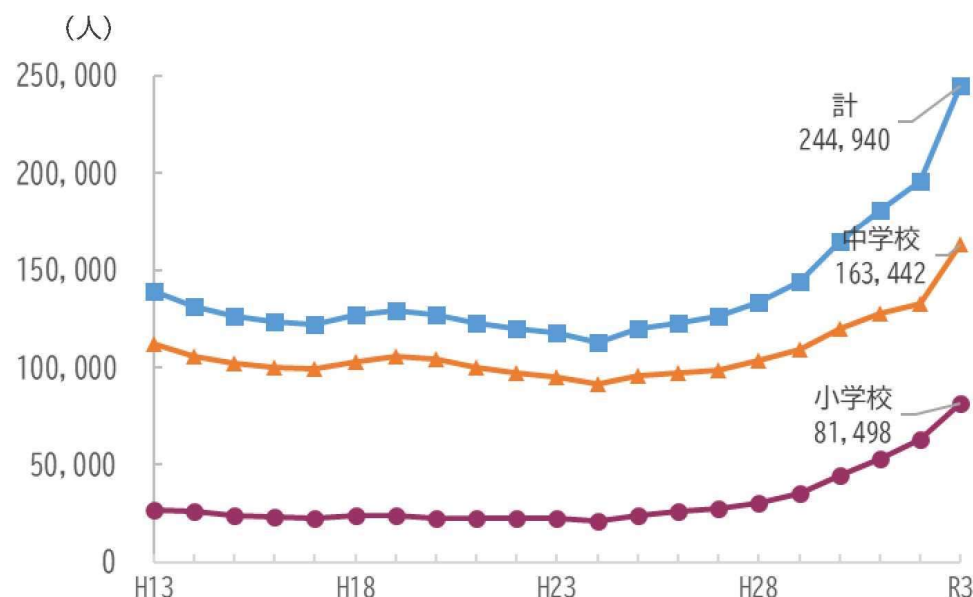
である。

小・中学校における不登校の状況について

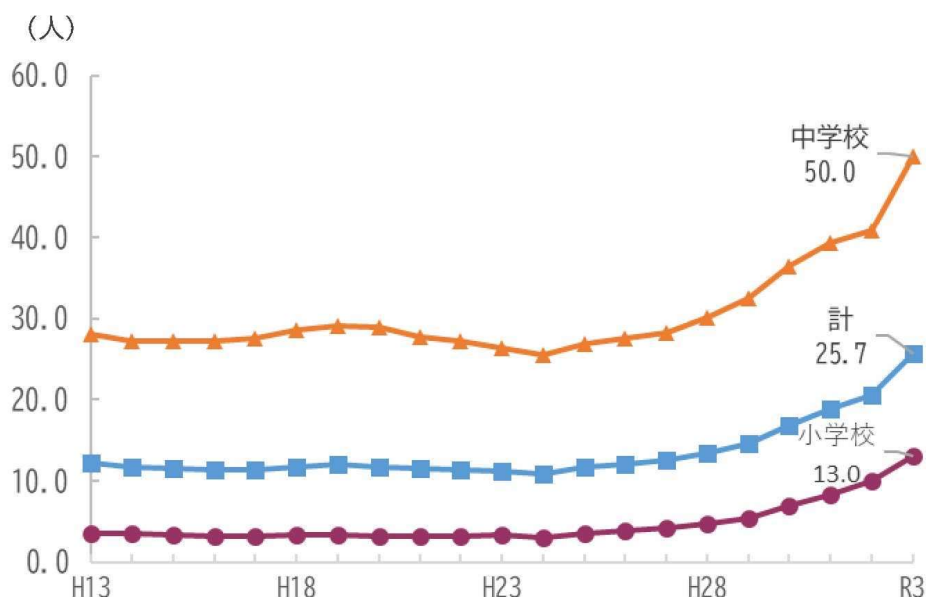
出典:令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 小・中学校における長期欠席者のうち、**不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)**であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。**

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

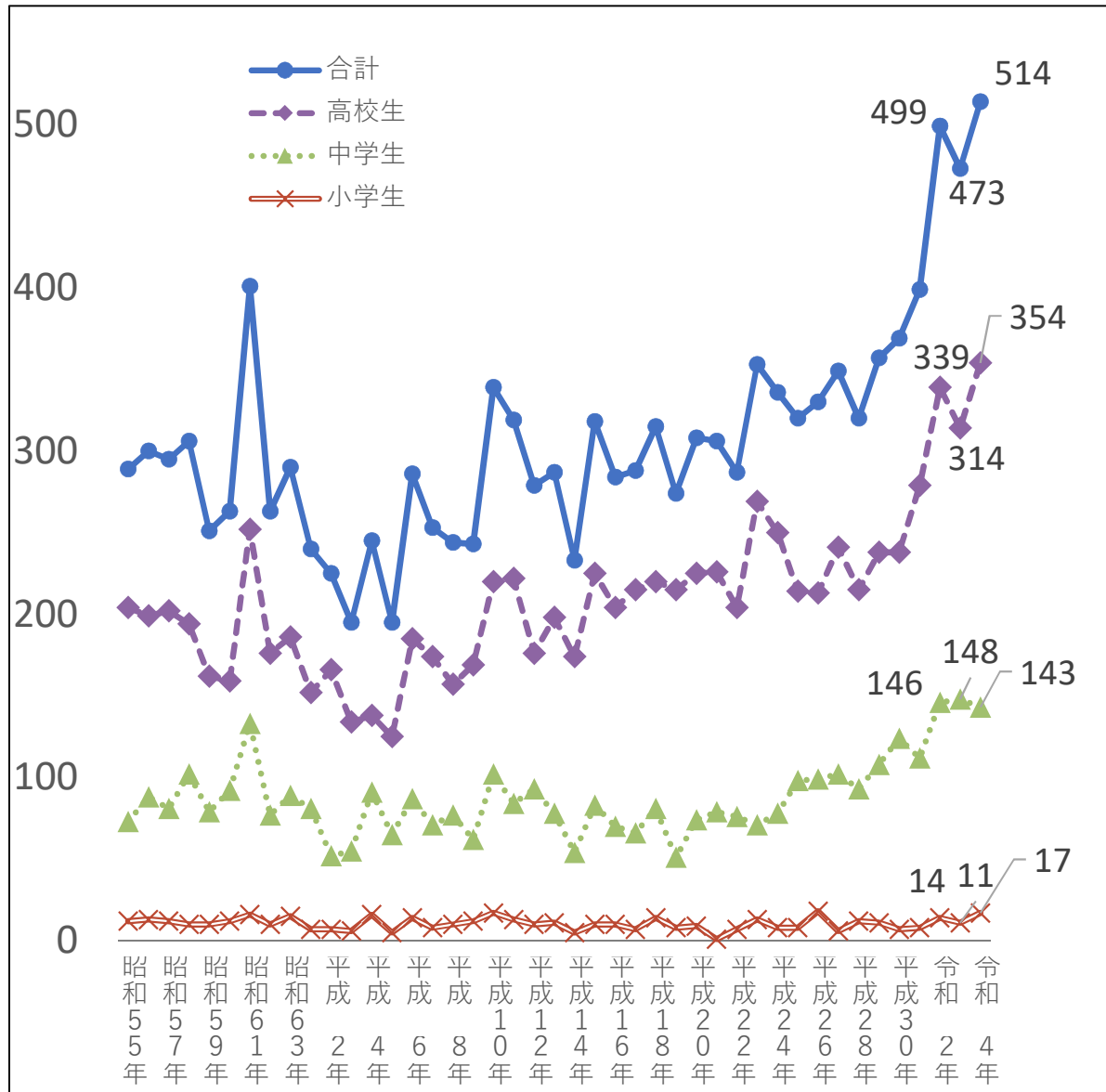
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

※「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)かつ、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を計上。

【令和4年確定値】小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在

(人)



【令和3年、令和4年】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年	令和4年	対前年増減数 (R4 - R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料: 警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

障害児数の推移等

○在宅で生活している障害児数(18歳未満):約28.2万人(推計値) ※18歳未満人口(約1935万)の1.4%

- ・身体障害のある児童 6.8万人
- ・知的障害のある児童 21.4万人

出典:厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)

(参考)

施設に入所している障害児数(概数)

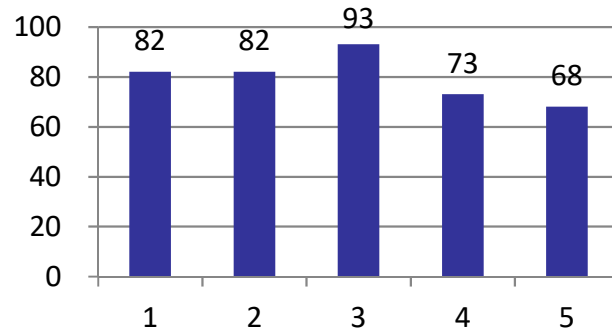
・福祉型障害児入所施設:約0.7万人

・医療型障害児入所施設:約0.8万人

出典:社会福祉施設等調査

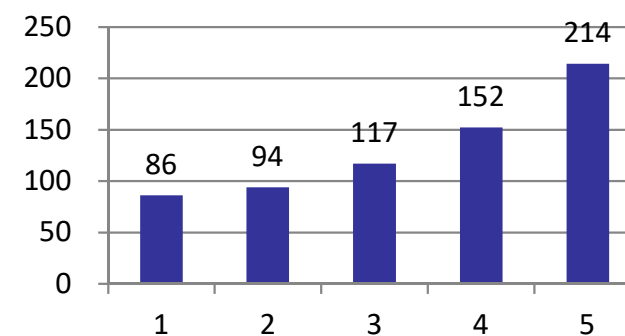
(千人)

身体障害児数の推移

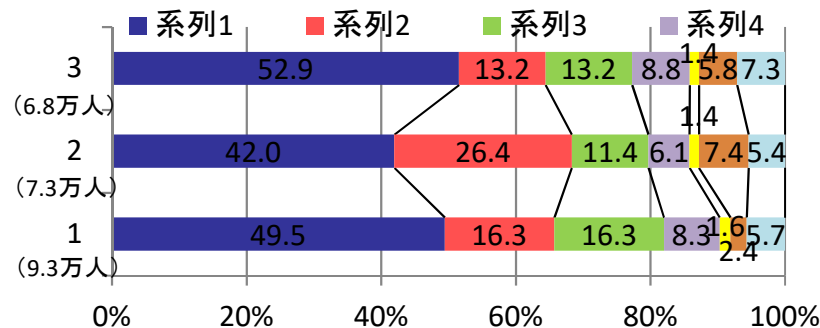


(千人)

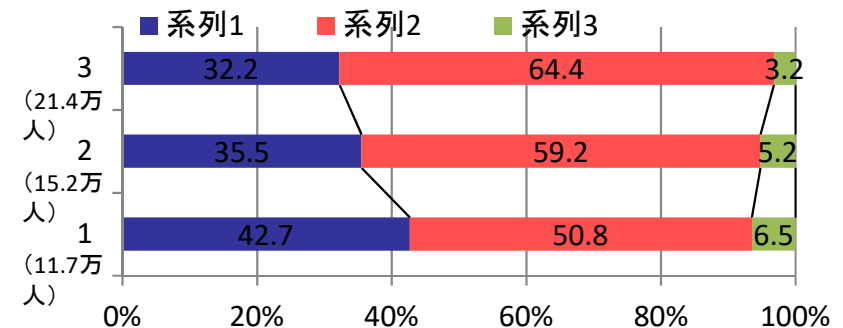
知的障害児数の推移



身体障害児数の障害等級別



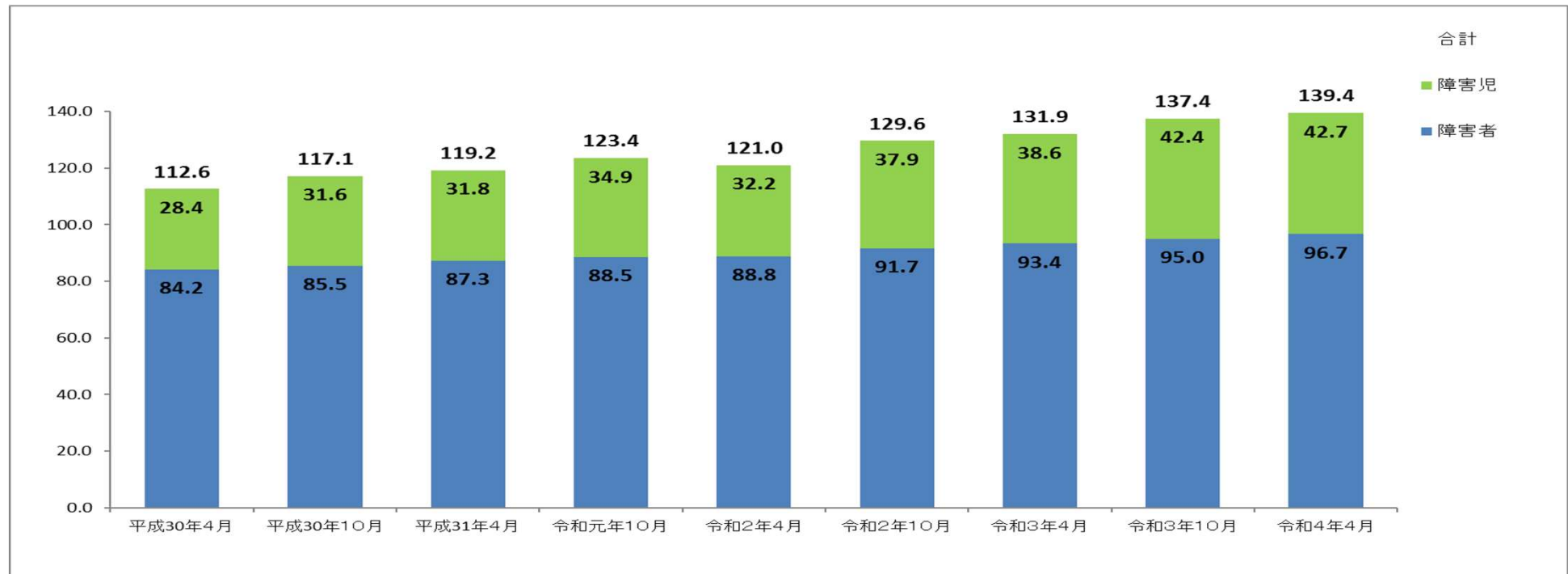
知的障害児数の程度別



出典:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成3年～平成18年)、厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成2年～平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)

障害福祉サービスと障害児サービス利用者数の推移 (6ヶ月毎の利用者数推移)

(単位:万人)



○令和3年4月→令和4年4月の伸び率(年率)..... 5.7%

				(令和4年4月の利用者数)	
このうち	身体障害者の伸び率.....	1.	1%	身体障害者.....	22.5万人
	知的障害者の伸び率.....	2.	3%	知的障害者.....	43.8万人
	精神障害者の伸び率.....	7.	4%	精神障害者.....	28.6万人
	障害児の伸び率.....	10.	6%	難病等対象者...	0.4万人(4,143人)
				障害児.....	44.1万人(※)
				(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)	

こども家庭庁の検討経緯

令和3年

○9月16日：子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催

○11月29日：「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ

○12月 2日：「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ

○12月21日：「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和4年

○2月25日 両法案閣議決定・国会提出

○4月 4日 「こども基本法案」国会提出

○6月15日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、
「こども基本法」成立

令和5年

○4月 1日 こども家庭庁設置

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整（内閣補助事務）
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔 内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、
文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管 〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

- ・ は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
- ・ 赤字は主な新規事業

